



長野県報

9月5日(月)
平成23年
(2011年)
第2299号

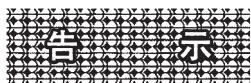
目 次

告 示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療推進課）	1
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害者支援課）	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の名称の変更の届出（障害者支援課）	2
保安林予定森林にする旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	3
公共測量の実施（建設政策課）	4
都市計画事業の認可（都市計画課）	4
昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部改正（選挙管理委員会）	5

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働・NPO課）	6
一般競争入札（2件）（農地整備課）	6
土地改良区清算人の就任の届出（農地整備課）	7



長野県告示第613号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成23年9月5日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
諏訪赤十字病院	諏訪市湖岸通り5丁目11番50号	平成26年9月1日

医療推進課

長野県告示第614号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成23年9月5日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
松本西訪問看護ステーション	松本市城西1-9-2	平成23年8月1日
安曇野東訪問看護ステーション	安曇野市明科東川手606-2	平成23年8月1日
安曇野南訪問看護ステーション	安曇野市三郷小倉6086-2	平成23年8月1日
訪問看護ステーションあず	松本市梓川倭2689-10	平成23年8月1日
ニチイケアセンター塩尻きょう訪問看護ステーション	塩尻市大字大門65-11	平成23年8月1日
株式会社日医調剤諏訪薬局	諏訪市大字豊田236-1	平成23年8月1日
イオン薬局佐久平店	佐久市佐久平駅南11-10	平成23年8月1日
てらさわ薬局	茅野市塚原2-7-28	平成23年8月1日
りんご薬局	松本市大字島内3427-123	平成23年8月1日

障害者支援課

長野県告示第615号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称の変更があった旨の届出がありました。

平成23年9月5日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

変更前の医療機関の名称	変更後の医療機関の名称	変更した年月日
独立行政法人国立病院機構 長野病院	独立行政法人国立病院機構 信州上田医療センター	平成23年4月1日
マックスバリュ 松本村井店調剤薬局	ザ・ビッグ松本村井店調剤薬局	平成23年5月14日

障害者支援課

長野県告示第616号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年9月5日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

岡谷市川岸字追平9674の3、字志平入9750の1、字尾那久保9783の1、9821の1、9821の2、9821の12、9821の16から9821の18まで、9832の1、字神場嶺9798の1、字晦日久保9804、字尾那久保ハツ塚上9813の1、9813の3、字山神平山神社9851の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字尾那久保9821の1（次の図に示す部分に限る。）、字晦日久保9804、字尾那久保ハツ塚上9813の1（次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第617号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年9月5日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

北佐久郡御代田町大字御代田字岩下3561の1、3562の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び御代田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

森林づくり推進課

長野県告示第619号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年9月5日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡南箕輪村字大泉所山2357の21

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南箕輪村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第618号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年9月5日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

諏訪郡下諏訪町字山ノ神沢ヨリ赤渋山境迄3123の96（次の図に示す部分に限る。）、3123の97、3123の105（次の図に示す部分に限る。）、3123の106から3123の108まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山ノ神沢ヨリ赤渋山境迄3123の96（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

森林づくり推進課

長野県告示第620号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年9月5日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡根羽村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第621号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年9月5日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡壳木村(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

壳木村(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び壳木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第623号

長野地方法務局長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成23年9月5日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量(不動産登記法第14条地図作成)

2 作業期間

平成23年9月1日から平成24年1月31日まで

3 作業地域

長野市

建設政策課

長野県告示第624号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可しましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年9月5日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

千曲市

2 都市計画事業の種類及び名称

千曲都市計画道路事業 3・4・15号旧国道線

3 事業施行期間

平成23年9月5日から

平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

長野県千曲市大字小島字屋敷地、字窪田及び武台 地内

(2) 使用の部分

なし

都市計画課

長野県告示第622号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年9月5日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北安曇郡白馬村(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

白馬村(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

選告示第42号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部を次のとおり改正します。

平成23年9月5日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

表中

「駒ヶ根市老人憩の家やすらぎ荘 駒ヶ根市老人憩の家東荘」	〃 中沢2412 〃 東伊那2530	〃 〃	」
を			
「駒ヶ根市老人憩の家やすらぎ荘」	〃 中沢2412	〃	」
に、			
「東御市勤労者会館 東御市舞台ヶ丘会館」	東御市県291番地5 〃 県291番地5	東御市選挙管理委員会 〃	」
を			
「東御市勤労者会館」	東御市県291番地5	東御市選挙管理委員会	」
に、			
「佐久穂町大日向一区生活改善センター」	〃 佐久穂町大字大日向2366番地の2	佐久穂町選挙管理委員会	」
を			
「佐久穂町大日向一区生活改善センター」	南佐久郡佐久穂町大字大日向2366番地の2	佐久穂町選挙管理委員会	」
に、			
「立科町福祉センター」	〃 立科町大字芦田2520番地	立科町選挙管理委員会	」
を			
「立科町福祉センター」	北佐久郡立科町大字芦田2520番地	立科町選挙管理委員会	」
に、			
「長和町構造改善センター」	〃 長和町古町1353-1	長和町選挙管理委員会	」
を			
「長和町構造改善センター」	小県郡長和町古町1353-1	長和町選挙管理委員会	」
に、			
「松川町民体育館」	〃 〃 〃 3592番地2	〃	」
を			
「松川町民体育館」	下伊那郡松川町元大島3592番地2	松川町選挙管理委員会	」

に改める。

選挙管理委員会